

別記様式2

生産行程管理業務規程

令和元年10月21日

1 作成者

住所（フリガナ）：アオモリケンヒロサキシカメノコウマチ（〒036-8332）青森県弘前市亀甲町61
名称（フリガナ）：ザイライツガルシミズモリナンバブランドカクリツケンキュウカイ在来津軽清水森ナンバブランド確立研究会
代表者（管理人）の氏名及び役職： 中村 元彦 会長
ウェブサイトのアドレス：<http://www.aomori-shop.com/tougarashihakase.html>

2 農林水産物等の区分

区分名：第1類 農産物類
区分に属する農林水産物等：野菜類及び香辛料原料作物（トウガラシ）
区分名：第8類 調味料類
区分に属する農林水産物等：香辛料（トウガラシ）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：シミズモリナンバ清水森ナンバ、Shimizumori Red Pepper、Shimizumori Green Pepper、Shimizumori Namba

4 明細書の変更

任意団体「在来津軽清水森ナンバブランド確立研究会」（以下「研究会」という。）は、法第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

（1）品種の確認

研究会は、弘前大学の採種用ほ場で「清水森ナンバ」の栽培・採種を行い、種を保管する。

研究会は、生産者から「苗注文書」を受け、育苗ほ場で発芽・育成した苗を配付し、「種及び苗の管理記録簿」（以下「管理記録簿」という。）に記録する。

研究会は、生産者に配布した後、残苗があれば、破棄処分し、「管理記録簿」に記録する。なお、交雑を防ぐため、生産者による種子の自家採種は認めない。

（2）栽培の方法の確認

研究会は、生産者に、ほ場の場所や、必要に応じて実施した土壌診断・簡易検査の実施、苗の定植数及び自家採種の有無について、「栽培管理記録簿（以下「栽培記録簿」という。）」に記録させ、定植後に提出させるとともに、栽培期間中に全ほ場を巡回のうえ、

記載内容及び栽培の方法について確認し、「栽培記録簿」に記録する。

(3) 香辛料の製造方法の確認

研究会は、香辛料を出荷の際、出荷量、作業及び表示について確認し、「香辛料出荷記録簿」に記録する。

(4) 出荷規格・最終製品の確認

「清水森ナンバ」の青果の選果は、研究会が配付しているカラースケールを用い、生産者が自ら行う。

生産者が研究会に出荷する際は、研究会が「入荷伝票」を発行する。生産者が個人出荷する際は、G I マーク入りのしおりを同封し、「出荷管理簿」に月毎に出荷数量等を記録する。

研究会は、出荷期間中1回は全個人出荷者に対し抽出検査を行い、出荷規格の遵守及び最終製品を確認し、「栽培記録簿」に記録する。

(5) 臨時の調査

上記によるほか、明細書に記載の生産方法が遵守されていないことが疑われる場合には、研究会は、臨時に、現地調査を実施し事実確認を行う。

6 明細書適合性の指導

(1) 研究会は、5の確認時において明細書に記載の生産地・特性・生産の方法の各基準のいずれかを満たしていないと疑われる場合には、当該会員に対して警告を発し、是正を求める。

なお、研究会は警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、研究会は、会の遵守事項に基づき、当該会員を除名する等ができるものとする。

(2) 研究会は、年一回以上、会員に対し、研修会等の機会を設け、明細書に記載の生産地・特性・生産の方法の各基準を遵守するよう指導する。

7 地理的表示等の使用の確認

(1) 研究会は、5の確認時において、明細書に記載の生産の方法の各基準をいずれも満たしたトウガラシについてのみ地理的表示である「清水森ナンバ」及びG I マークが使用されているかを確認する。

この際、地理的表示である「清水森ナンバ」及びG I マーク入りの「しおり」及び包材についても確認する。

(2) また、(1)の確認において以下のトウガラシがないかも確認する。

- ア 明細書に記載の生産の方法の基準を満たしていないトウガラシであるにもかかわらず、地理的表示である「清水森ナンバ」及びG I マークが使用されているトウガラシ
- イ 地理的表示である「清水森ナンバ」のみが使用されているトウガラシ
- ウ G I マークのみが使用されているトウガラシ
- エ 地理的表示である「清水森ナンバ」に類似する表示又はG I マークに類似する標

章が使用されているトウガラシ

8 地理的表示等の使用の指導

(1) 研究会は、7において確認された以下の場合について、当該表示を行った会員に対し、警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、研究会は、会の遵守事項に基づき、当該会員を除名する等ができるものとする。

ア 明細書に記載の生産の方法の基準を満たしていないトウガラシであるにもかかわらず、地理的表示である「清水森ナンバ」及びG I マークが使用されている場合

イ 地理的表示である「清水森ナンバ」のみが使用されている場合

ウ G I マークのみが使用されている場合

エ 地理的表示である「清水森ナンバ」に類似する表示又はG I マークに類似する標章が使用されている場合

(2) 研究会は、6(2)に記載の研修会等の機会において、会員に対し、適切な地理的表示の使用等について普及啓発を図るものとする。

9 実績報告書の作成等

研究会は、4月1日から翌年3月31日までを一年度として、年度終了後2か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

(1) 審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書

(2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料

ア 「生産行程管理確認総括表(地理的表示等の使用状況の記録を含む)」

イ 「種及び苗の管理記録簿」

(3) 提出時における最新の明細書

(4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

研究会は、前記9(2)により作成、提出した資料を、研究会においてその提出の日から5年間保存するものとする。

研究会は、前記9(2)において提出した資料に加えて以下の書類を、研究会の事務局にその提出の日から5年間保存するものとする。

ア「苗注文書」(参考様式1)

イ「栽培管理記録簿」(参考様式2)

ウ「苗の管理台帳」(参考様式3)

エ「入荷伝票」(参考様式4)

オ「出荷管理簿」(参考様式5)

力「香辛料出荷記録簿」(参考様式6)

11 連絡先

